

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853
水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075
Fax 029-305-3317
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

「働き方改革」で、労働基準法が改正されたことを知っていますか？

1. 「働き方改革」と労働基準法改正

今年の通常国会では、「働き方改革」が争点になりました。高度プロフェッショナル制度（残業ゼロ法案）は、労働組合や過労死家族の会の反対を押し切って、安倍内閣のもとで強行成立しました。具体的には労働基準法が改正されましたが、私たち教職員の働き方はどう変わるのでしょうか。今回の「茨城の教育」では、労働基準法の改正と年休について取り上げました。

(1) 上限規制の原則を守らせる

「働き方改革」関連法の最大のポイントが残業時間の上限規制です。生徒のために夜遅くまで働くことは、真面目な教員なのかということが問われる時代

になったということです。残業時間を自己責任にするのではなく、法律で残業時間に規制を入れることが決定しました。

法律の付帯決議にも「時間外労働の原則的上限は月45時間、年360時間であり、労使は36協定を締結するに際して全ての事業場がまずはその原則的水準内に収める努力をすべきである」とあります。また、厚生労働省の指針でも、「特例は具体的事由をあげず、『業務の都合上必要な場合』又は『業務上やむを得ない場合』といった定め方は認められない」「80~100時間など特例協定を締結する場合も、可能な限り原則月45時間、年360時間に近づける」「適用除外の職種の場合も原則を守る」となっています。

学校で言えば、定時退勤せずに学校に残って仕事をする場合

は、遅くても19時までに帰らなさいということです。20時過ぎまで残った場合は、次の日は18時前に帰らなさい。年間の時間外の総労働時間は360時間を超えてはならないということです。

そして、大切なことはこうしたルールを教職員一人一人の自己責任にするのではなく、職場の組織のルールにしていくということで、管理職や労働組合の力が非常に重要になってきます。特に、校長は夜遅くまで残っている教職員と日頃からコミュニケーションをとって、長時間労働を具体的に改善していく必要があります。

(2) 勤務間インターバル規制の具体化

前日の仕事終了時刻から翌日の仕事開始時刻まで11時間以上空けるという「勤務間インターバル規制」は努力義務ですが、



労働基準法の改正で法文化された意義は高いと言えます。他業種ですが、観光バスの運転手が人手不足で長時間労働になって、睡眠時間も削って運転したため、大きな事故を起こしてバスに乗っていた若い大学生が多数死亡した事故は大きな社会問題になりました。

教職員でも「勤務間インターバル規制」が十分でないため、ストレスがたまって精神疾患に陥ったり、自分の時間が持たなくて仕事のモチベーションが下がってしまっています。余裕のない生活は、労働者にとって大変な問題なのです。

今後は各学校で、勤務間インターバル規制の情報を共有しながら、勤務間インターバル規制がどうなっているかを明らかにする取り組みを教職員の合意のもとで進めていく必要があります。「あなたは勤務間インターバル規制がとれていますか」を当たり前の会話にしていく必要があります。

(3) 年次有給休暇の取得促進

今回の労働基準法の改正で、年次有給休暇（年休）の取得促進が法文化されました。改正では「使用者（管理職）は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、そのうちの5日

について、毎年、時季を指定して与えなければならない」という内容が規定されました。

この改正に対して、「5日は管理職から時季を指定されて年休をとらされるのか」と考えた先生方もいらっしゃるかもしれませんが、毎月1日年休を取得して6月になったら6日年休を取ったという教職員に時季が指定されることはありません。当然、学校閉庁日に年休取得の時季を指定してくることはあり得ません。

しかし、職場によっては年次有給休暇が1日も取れていないという教職員もいて、そういう方には時季が指定されて年休取得を促されることとなります。法的には、5日間の年休が取得がされない場合は、管理職が刑事罰の対象になります。

そして、仕事が多すぎて年次有給休暇が取得できないは教職員個人の問題ではなく、学校組織の問題です。偏った仕事を修正したり、形骸化した仕事を辞めるなどの取り組みが重要です。また、人事委員会勧告でも「マネジメント強化、業務合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた要員が確保される必要がある」と勧告していますから、人員増を教育委員会に要求していく必要があります。

2. 年休のおかしな記録

12月1日の組合の中央委員会でも話題になりましたが、学校によっては年休の記録簿の書き方がおかしいという話がありました。例えば、午前中の3時間目まで授業をやって4時間目から年休を取る場合、昼休みまで入れて6時間年休と記録している教員がいるということです。これは、午後から年休を取る場合、昼休みになっても校外に出ずに13時15分になったら学校から帰するという話とも共通しています。

つまり、昼休みを勤務時間に入れるかどうかですが、法律的には昼休みは勤務時間ではないので給料は出ていません。ですから当然、昼休みは年休の対象にはなりません。そして、もう一つの問題はこうした教職員がいた場合、教頭が昼休みと勤務の問題を丁寧に説明して、間違いを正すべきなのにそうならないということなのです。

そして、深刻なのは特別支援学校の事例です。特別支援学校では、生徒は昼休みに給食になるため、教員は給食指導で休憩・休息することはできません。そのため、昼休みを生徒が下校した15時以降に持って行っている学校がほとんどです。

ところが、夕方1時間年休を取る場合、移動した昼休みの時間を加えて年休を記録することに

なっている学校が少なくありません。昼休みは勤務時間でないので、特別支援学校でも同じなので、当然夕方1時間年休を取る場合移動した昼休みの開始時間から帰ることは当然の権利です。

労働基準法の改正で、5日間の年休取得が問題になりますから、年休取得の間違った記録は問題です。法律の原則に則した年休の記録が問われています。



今年の臨時国会で外国人労働者の受け入れ拡大を狙って、出入国管理法改定案が強行成立しました。安倍首相は法案説明で、「深刻な人手不足に対応するため、即戦力となる人材を期限付きで受け入れる」と表明しました。

安倍首相の言っていることで問題なのは、「人手不足に対応するために外国人労働者受け入れ拡大」と「即戦力となる人材を期限付きで受け入れる」の2点です。

まず、人手不足を問題にするなら、人手不足になっている職場の現状や原因を明らかにすべきです。多くの場合、賃金が低く、自由に休みが取れずに、パワハラなどの問題が常態化して

いて職場の人間関係に問題がある場合が多くなっています。こうした職場では長く勤めようとするのではなく、早くやめて別の会社を探そうになってしまいます。人手不足を改善するためには、日本人労働者の労働条件の改善が欠かせません。

そうであるにもかかわらず、外国人労働者だから安く使えるだろうと労働条件を切り下げたまま外国人労働者の受け入れ拡大をすれば、人手不足は解消せず、企業の生産性は劣化するだけです。

また、「即戦力となる人材」＝「優秀な人材」を「期限付き」で受け入れるということでしょうか。優秀な人材ならば、当然のことながら最高の労働条件で受け入れてこそ、雇用が長続きします。「期限付き」という劣悪な労働条件で受け入れるということは、外国人労働者は優秀な人材だと思って



いないとしか考えられません。

そもそも、「即戦力」という言い方が問題です。優秀な人材は会社が労働者の生活全般に責任を持って、先輩後輩など社員同士が教え合って育て上げるものです。「会社が労働者を育て、労働者が会社を育てる」（テレビドラマ「まんぷく」の台詞）こうした当たり前の感覚が、現代の企業社会、政治になくなっていることが問題なのです。

問題の多い法律ですが、来年4月からの施行を視野に動き出しています。特に、茨城県の高校の場合、県西地区の高校で外国人労働者の子どもたちが県立高校に多数入学してきています。

小学校時代から日本で生活している生徒の場合は、それほど問題になっていませんが、半年前や1年前に日本に来たという生徒の場合、日本語の教育から始めなければなりません。

また、宗教の関係で食事や生活に独特の文化がある場合があります。

出入国管理法の改定は移民法改正ではないというのが安倍政権の主張ですが、出入国管理法改定で外国人労働者の子どもたちが増えて、普通高校に入学してくることが全県で多くなることが予想されます。

今後は、県教育委員会の支援を具体化する中で、外国人労働

者の子どもたちの人権を守り、教育の機会を保障していくことを具体化していく必要があります。

また、12月1日の組合の中央委員会では、「定時制の高校に外国人労働者の子どもたちが入学してきているが、宗教上食べられない食材がある。茨城県の場合、来年度から全ての学校にエアコンが設置されることになったが、全ての定時制高校の給食室にエアコンがついていない」という発言がありました。

高校生の人権と夏期・冬期の生徒の体調を守るためにも、定時制高校の給食室に県の責任でエアコンを設置すべきです。

新年の組合の取り組み

1. ぶっちゃんけの集い

1月26日（土）13:30～16:00

総合福祉会館（水戸市）

* 臨時教職員の交流会です。お菓子やお茶を用意しています。学校や仕事についておしゃべりしましょう。

2. 教育のつどい

2月2日（土）13:30～16:00

ワークヒル土浦（土浦市）

* 日頃の授業や生活指導についてじっくり語り合います。学ぶことも多いはずですよ。